

福島県事業

令和6年度 第2次

原子力被災12市町村農業者支援事業

原子力被災12市町村において、営農再開等を行う場合に必要となる農業用機械、施設、家畜の導入の取組に必要な経費を福島県が直接事業実施主体に助成します。

補助対象経費の上限額

補助対象となる経費の上限は原則として1,000万円です。

補助率は対象事業費の3/4以内です。

(補助金額の例 : $1,000\text{万円} \times 3/4 = 750\text{万円}$)

農業用機械導入



施設整備

